

令和 4 年 1 月 2 6 日

公 募 公 告

厚生労働省所管国有財産部局長
茨城労働局長 下 角 圭 司

下記のとおり公募に付する。

記

1. 公募に付する事項

(1) 件名

茨城労働総合庁舎における自動販売機設置業務

(2) 募集数

3者（下記『2. 設置場所』にある各階に1者ずつ）

(3) 業務内容

清涼飲料水及び食品の自動販売機の設置及び管理

(4) 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、茨城労働局長が必要と判断した場合には、5年以内の期間で一度に限り設置期間を更新することがある。

2. 設置場所

水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎

階	種 類	設置希望台数	(参考) 令和3年度 使用許可面積 (㎡)
4階	清涼飲料水	1	1.661
5階	清涼飲料水	1	2.296
	食品（パン、菓子、カップ麺等）	2	
7階	清涼飲料水	1	0.842

3. 国有財産の使用許可

業務を行う者は、茨城労働局長に対し使用許可の申請を行い、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機の使用面積に応じた使用料を支払わなければならない。

4. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 良質な商品、優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること
- (3) 国税及び地方税、社会保険等保険料の未納がないこと
- (4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること
- (5) 次の各号に該当すること
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (6) 下記5. の公募要領の交付を受け、業務内容を十分理解した者であること

5. 申込書、公募要領等の交付

(1) 交付期間

令和4年1月26日（水）から令和4年2月14日（月）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付場所

水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎 4階

茨城労働局総務部総務課 会計第三係 担当：額賀（ぬかが）

TEL 0 2 9 - 2 2 4 - 6 2 1 1

※事前に上記連絡先へご連絡のうえ、ご来庁願います。

6. 公募申込・企画提案書提出

(1) 提出期限

令和4年2月15日（火）午後3時まで

(2) 提出場所

上記5.（2）に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合、提出期限日必着）

7. 選定方法

公募要領に基づき提出された企画提案書を評価委員会が評価し選定する。

8. その他

その他詳細については、「公募要領」及び「仕様書」による。

以上公告する。